

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
53	住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

川崎市長

公表日

令和4年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>【事務全体の概要】</p> <p>令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日付け府政経運第423号)に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する。</p> <p>(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付する。(給付の対象となる世帯)</p> <p>1 住民税非課税世帯 基準日(令和3年12月10日)において本市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯。給付の対象となりうる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書を郵送で送付。</p> <p>2 家計急変世帯 申請時点において川崎市に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に家計が急変し、上記1の世帯と同様の事情にあると認められる世帯。給付金を受給するには申請が必要。</p> <p>※1、2ともに、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容】</p> <p>令和3年1月2日から基準日まで本市に転入してきた者の課税情報を確認し、本給付支給対象の住民税非課税世帯であるか判定する。</p> <p>令和3年1月1日及び基準日において本市に住民登録がある、他市町村で住民税の課税処理がなされている住民登録外課税者の課税情報を確認し、本給付支給対象の住民税非課税世帯であるか判定する。</p> <p><中間サーバ・システム連携基盤における事務の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件) ・番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(システム連携基盤、中間サーバ要件)
③システムの名称	システム連携基盤番号連携サーバ、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等臨時特別給付金(転入者)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1の100の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <p>番号法第19条第8号 別表第2の121の項</p> <p>【情報提供】</p> <p>なし</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局総務部臨時特別給付金担当
②所属長の役職名	臨時特別給付金担当課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	・健康福祉局総務部臨時特別給付金担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-1437 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	健康福祉局総務部臨時特別給付金担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-1437
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月10日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [○] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

